

朝日町出会い応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内在住の独身者の結婚に対する機運醸成を図り、少子化に伴う人口の減少に歯止めをかけるため、やまがたハッピーサポートセンター（以下「センター」という。）が行う出会い支援サービス事業へ会員登録をした独身者に予算の範囲内で朝日町出会い応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に在住していること。
- (2) センターが行う出会い支援サービス事業に会員登録し、又は登録更新した者であること。

(補助金の額)

第3条 本事業により交付する補助金額は5千円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、朝日町出会い応援事業補助金交付申請書（様式第1号）により申請するものとし、次の書類を併せて交付年度の3月31日までに、朝日町婚活推進連絡会議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) センターが発行する領収書または銀行が発行する振込証明書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 会長は、前条に規定する申請があった時は、その内容を審査し、朝日町出会い応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定の通知を行うものとする。

(交付決定の取消)

第6条 会長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、婚活推進連絡会議にて協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する